

奈良県奨学金返還支援事業に係る就業規則等の例

本事業の補助を受けるためには、奨学金返還支援制度について既存の「就業規則」又は「賃金規程」に奨学金返還に係る手当等（※1）による支給又は代理返還に関する条項を追加していただくか、新たに社内規程で定めた上で申請していただく必要があります。

作成にあたっては、手当等（※1）による支給又は代理返還の支援対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給等）、金額等を必ず記載してください。

※「就業規則」については、常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定により、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならないとされています。就業規則を変更する場合も同様に、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

※厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が掲載されていますので、参考にご活用ください。

【モデル就業規則について（厚生労働省ホームページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zi_gyonushi/model/index.html

○既存の就業規則に定める場合

- ・就業規則の中の賃金関係の項目に、当該奨学金返還に係る手当等（※）による支給又は代理返還の条項を追加していただきます。
- ・下記の例のように、条項を追加した上で詳細について社内規程で定めることも可能です。（社内規程の例については次ページのとおり）

（例）

【第〇条 奨学金返還支援】（代理返還の場合）

奨学金返還額の全部又は一部を、会社は代理返還する。

- 2 代理返還額は、月額 〇〇,〇〇〇円とする。ただし、奨学金返還月額が上記月額に満たないときは、返還月額と同額とする。
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務をしていない日及び期間についても全額支給対象とする。
- 4 代理返還は、毎月行うものとする。
なお、対象となる奨学金等、詳細については別に定める。

【第〇条 奨学金返還支援】（手当等による支給の場合（※2））

奨学金返還額の全部又は一部を、会社は手当として支給する。

- 2 支給の額は、月額 〇〇,〇〇〇円とする。ただし、奨学金返還月額が上記月額に満たないときは、返還月額と同額とする。
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務をしていない日及び期間についても全額支給対象とする。
- 4 手当は、毎月支払うものとする。
なお、対象となる奨学金等、詳細については別に定める。

○新たに社内規程を設ける場合

奨学金返還支援制度規程（例）（代理返還の場合）

〇〇〇〇株式会社

（目的）

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度の取扱いについて定める。

（適用）

第2条 この規程は令和●年度以降入社（就業規則第○条に定める）従業員に適用する。

（支援対象者）

第3条 奨学金返還支援（代理返還）の支援対象者については、以下の条件を全てを満たす者とする。

- （1）大学・大学院・高等専門学校・短期大学・専門学校を卒業している者であること。
- （2）正社員（雇用期間の定めがない者）として採用されること。
- （3）入社日の属する年度の3月31日の時点で35歳未満であること。
- （4）独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還中又は今後返還開始が見込まれる者であること。

（書類の提出）

第4条 支援制度の適用を受けようとする支援対象者は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画が分かる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

2 支援対象者は、奨学金を返還していることを証明する書類を、毎年、会社が指定する日までに提出しなければならない。

3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合は、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金返還支援）

第5条 奨学金返還支援（代理返還）の額は、月額〇〇,〇〇〇円を上限とする。

（その他）

第6条 この規程を変更する場合は、事前に社員に対し通知する。

附則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

奨学金返還支援制度規程（例）（手当支給の場合（※2））

〇〇〇〇株式会社

（目的）

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度の取扱いについて定める。

（適用）

第2条 この規程は令和●年度以降入社（就業規則第○条に定める）従業員に適用する。

（支援対象者）

第3条 奨学金返還支援手当の支援対象者については、以下の条件を全てを満たす者とする。

- （1）大学・大学院・高等専門学校・短期大学・専門学校を卒業している者であること。
- （2）正社員（雇用期間の定めがない者）として採用されること。
- （3）入社日の属する年度の3月31日の時点で35歳未満であること。
- （4）独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還中又は今後返還開始が見込まれる者であること。

（書類の提出）

第4条 支援制度の適用を受けようとする支援対象者は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画が分かる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

2 支援対象者は、奨学金を返還していることを証明する書類を、毎年、会社が指定する日までに提出しなければならない。

3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合は、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金返還支援）

第5条 奨学金返還支援手当は、月額〇〇,〇〇〇円を上限とする。

（その他）

第6条 この規程を変更する場合は、事前に社員に対し通知する。

附則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

- (※1) 奈良県奨学金返還支援事業補助金第2条(3)に定める支給方法(手当、賃金、給与、賞与)
- (※2) 奈良県奨学金返還支援事業補助金第2条(3)に定める支給方法(手当、賃金、給料、賞与)に沿って、必要に応じて変更してください。
- (※3) **必ずしも記載例のとおりに定める必要はありません。事業所の制度における支援対象者・支給時期・金額等については自由に設定していただくことができますが、補助金の支給には「支援対象従業員」等について一定の要件があります。**
詳しくは奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱や県のホームページをご確認ください。